

(令和2年度以降入学生用)
静岡県立大学経営情報学部履修細則

令和2年4月1日 細則第15号

改正 令和6年4月1日

第1章 目的

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立大学学則第42条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修の登録

(履修登録)

第2条 学生は、履修案内に基づき、当該学部において履修しようとする授業科目等を始業後2週間以内に「Web学生サービス支援システム」により登録しなければならない。

2 履修登録していない授業科目は、履修することができない。

(同一時間重複履修の禁止)

第3条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。重複して履修登録したときはいずれの科目も無効とする。

(既修得授業科目の再履修の禁止)

第4条 既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

(配当年次)

第5条 各授業科目の配当年次は、講義概要のとおりとする。

2 在学年次よりも上位の年次に配当される授業科目は、履修することができない。ただし、特別の事情があると授業科目の担当教員及び教務委員が認める場合はこの限りではない。

(CAP制)

第6条 各学期において履修科目として登録できる単位数について上限を設けることとする。

2 履修科目登録単位数の上限は、当該学生が直前に在学していた学期のGPA(グレードポイント・アベレージ)に基づいて決めることとする。

3 第1項及び第2項の適用除外となる学生及び科目を定めることができる。

第3章 試験及び成績の評価

(試験)

第7条 試験は、学期末に定められた期間又は授業科目の担当教員が別に定める日に行う。

(成績の評価)

第 8 条 成績の評価は、試験及び平素の成績等を総合して授業科目の担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の 5 区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。各評語と点数の関係は以下のとおりとする。

入学年度	秀	優	良	可	不可
平成 23 年度以降	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59～0 点

- 2 卒業研究は、合格、不合格の 2 区分とし、合格した者に所定の単位を与える。
- 3 履修を登録し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判定する。

(成績の入力)

第 9 条 授業科目の担当教員は、試験終了後 2 週間以内に成績の評価を「Web 学生サービス支援システム」に入力する。

(追試験)

第 10 条 次の理由で、試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）
 - (2) 忌引（1、2 親等に限り、死亡の日より 1 週間以内）
 - (3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
 - (4) その他やむを得ない事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
- 2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から 1 週間以内に、所定の書式により学生室に届け出なければならない。

(再試験)

第 11 条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教員が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

(不正行為)

第 12 条 試験において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期（通年の科目においては年度）の、すべて或いは一部の科目の履修単位を無効とする。又、学則第 57 条第 1 項に基づき懲戒処分を行うことがある。

第 4 章 科目の履修方法

(全学共通科目の履修方法)

第 13 条 全学共通科目については、8 単位以上を修得しなければならない。

- 2 第 23 条に規定する卒業要件に算入できる単位数は、16 単位を上限とする。

(学部基礎科目の履修方法)

第 14 条 学部基礎科目については、44 単位を修得しなければならない。

(専門科目の履修方法)

第 15 条 専門教育科目については、研究導入演習、演習 I、演習 II、卒業研究を含め、74 単位以上を修得しなければならない。

- 2 研究導入演習及び演習 I を修得していなければ、演習 II 及び卒業研究を履修す

ることができない。

(メジャー認定と履修方法)

第 16 条 専門教育科目から定められた科目のうち 32 単位を履修することにより、経営、総合政策、データサイエンス、観光マネジメントのメジャーの認定を受けることができる。なお、複数のメジャーを取得することもできる。

- 2 経営メジャーについては、経営科目、数理科目(上限 8 単位)、卒業研究(6 単位)から 32 単位を取得しなければならない。ただし、この 32 単位に経営戦略論、組織行動論、マーケティング I、原価計算論の 8 単位を含まなければならない。
- 3 総合政策メジャーについては、総合政策科目、数理科目(上限 8 単位)、卒業研究(6 単位)から 32 単位を取得しなければならない。ただし、この 32 単位に公共政策論、社会保障政策論、公共ガバナンス論の 6 単位を含まなければならない。
- 4 データサイエンスメジャーについては、情報科目、数理科目(上限 8 単位)、卒業研究(6 単位)から 32 単位を取得しなければならない。ただし、この 32 単位にアルゴリズムとデータ構造 I、データベース、Web システム開発演習の 6 単位を含まなければならない。
- 5 観光マネジメントメジャーにおいては、観光科目、経営・総合政策・情報科目(マーケティング I、消費者行動論、コーポレートコミュニケーション、公共政策論、社会保障政策論、公共ガバナンス論、情報セキュリティ、シミュレーション、テキストマイニングから上限 6 単位)、数理科目(上限 8 単位)、卒業研究(6 単位)から 32 単位を取得しなければならない。ただし、この 32 単位に観光学概論、観光産業論、観光政策論、観光調査法の 8 単位を含まなければならない。
- 6 卒業研究(6 単位)については、卒業研究の分野がメジャーの分野と一致する場合、メジャーの認定単位(32 単位)に含める。

(他学部開講科目の履修方法)

第 17 条 他学部開講の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修を行う場合は、所定の書式により第 2 条に定める期間内に学生室に届け出なければならない。
- 3 第 1 項に基づいて履修した者には、8 単位を限度として、専門教育科目として単位の認定を行う。

(他大学等開講科目の履修方法)

第 18 条 学則第 39 条第 1 項の規定に基づき、他大学等開講の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修を行う場合は、所定の書式により別に定める期間内に学生室に届け出なければならない。
- 3 第 1 項に基づいて履修した者には、12 単位を限度として、専門教育科目として単位の認定を行う。

(大学以外の教育施設における学修)

第 19 条 学則第 39 条第 2 項に規定する、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修については次のとおりとする。

(1) 日本商工会議所主催簿記検定（日商簿記）3 級以上合格または全国商業高等学校協会主催簿記検定（全商簿記）2 級以上合格については、「簿記論」とみなす。

(2) 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験のうち、IT パスポート試験（又は初級アドミニストレータ試験）、基本情報技術者試験の合格については、「経営情報総合」（B、C、D のうち教務委員会が指定するもの）の履修とみなす。

2 前項（1）に定める授業科目の成績の評価は「優」とし、前項（2）に定める授業科目の成績の評価は「秀」として、それぞれ所定の単位を与える。

3 第 1 項に定める学修を行った者は、簿記検定については当該授業科目が開講される学期の始業日から終了日より 1 か月前までに、情報処理技術者試験については合格後速やかに、当該学修の成果を証する書類等の原本を添えて、所定の書式により学生室に届け出るものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 20 条 学則第 40 条第 2 項に規定する、本学入学前に行った学修については前条の規定を準用する。

第 5 章 卒業研究・卒業要件

（卒業研究履修資格）

第 21 条 卒業研究を履修するためには、3 年以上在学し、次に定める単位を修得しなければならない。

(1) 全学共通科目 8 単位以上

(2) 学部基礎科目 38 単位以上

(3) 専門教育科目 44 単位以上（ただし、研究導入演習及び演習 I を必ず含むこと。）

2 卒業研究履修資格の有無の決定は、教授会の議を経て学部長が認定する。

（卒業研究）

第 22 条 卒業研究の取扱いについては、学則に定めるもののほか、別途内規による。

（卒業要件）

第 23 条 卒業するためには、4 年以上在学し、全学共通科目、学部基礎科目、専門教育科目等について第 13 条から第 20 条に定める履修方法に従い、合計 134 単位以上を修得し、かつ、少なくとも一つのメジャーの認定を受けなければならない。

（9 月卒業）

第 24 条 9 月卒業をするには、演習 II 及び卒業研究を、卒業しようとする学期の

開始前に修得していなければならない。

- 2 9月卒業をしようとするときは、所定の書式により第2条に定める期間内に学生室に届け出なければならない。

第6章 その他

(その他)

第25条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。